

次期計画の策定に関する基本的事項（案）

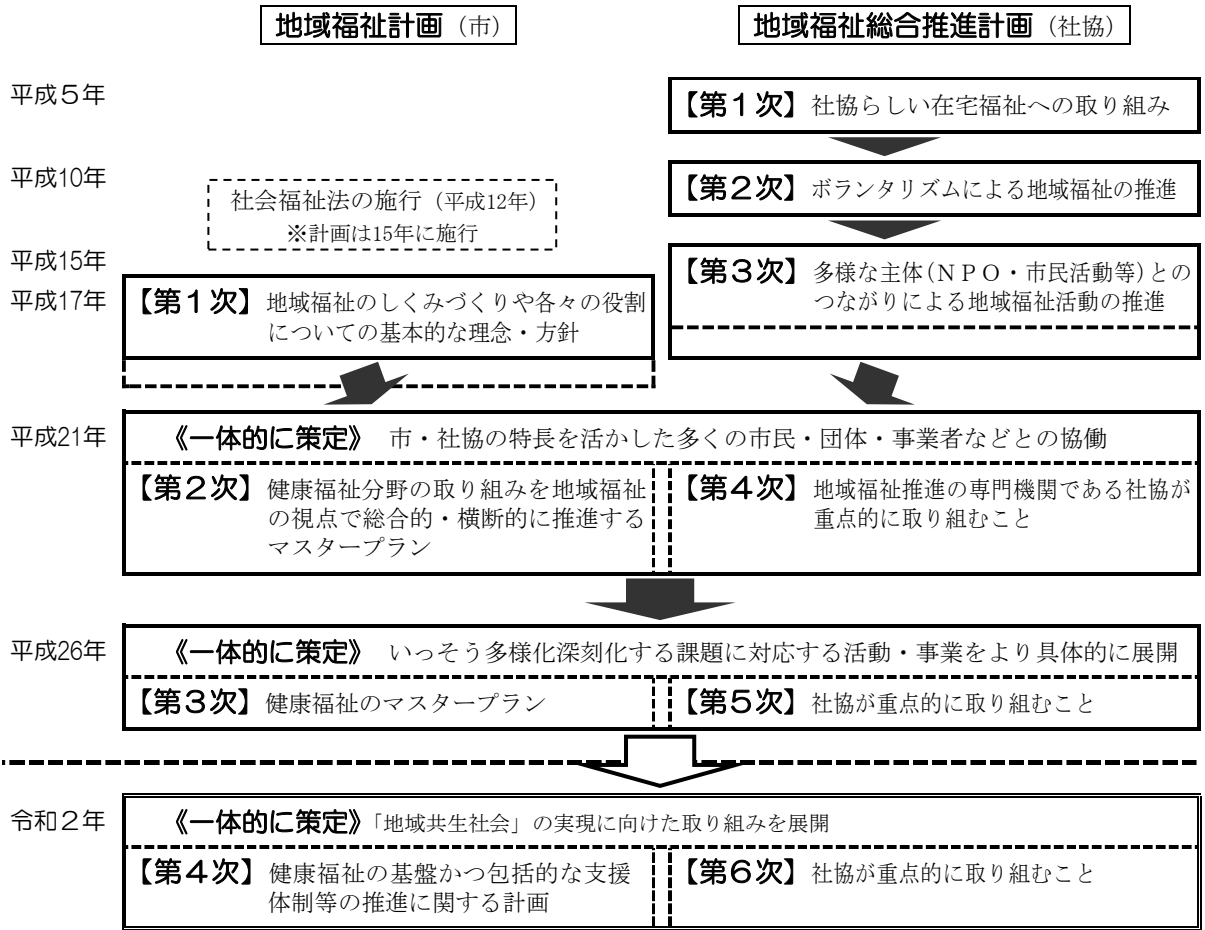
1. 堺市における地域福祉計画の経過

堺市では、地域福祉推進機関である社協が、平成5年から概ね5年ごとに、「堺市社協地域福祉総合推進計画」を策定・推進してきました。

市は、社会福祉法が改正され、“新しい福祉”として地域福祉が積極的に推進されることになったことをふまえ、平成17年に「堺市地域福祉計画（愛称：堺あったかぬくもりプラン）」を策定し、市と社協は「地域福祉計画」と「地域福祉総合推進計画」を連動させて推進してきました。

そうした取り組みの成果を活かし、この2つの計画を一体化し、「公」と「民」が協働する「新・堺あったかぬくもりプラン」を、市と社協が協働して平成21年に策定しました。平成26年度に策定した「堺あったかぬくもりプラン3」（現行計画）では、2つの計画の一体性をいっそう高め、共通の目標や取り組みの柱に沿って市・社協、団体・事業者、地域が実施プランを立てて推進することをめざしています。

《堺市における地域福祉計画の経過》



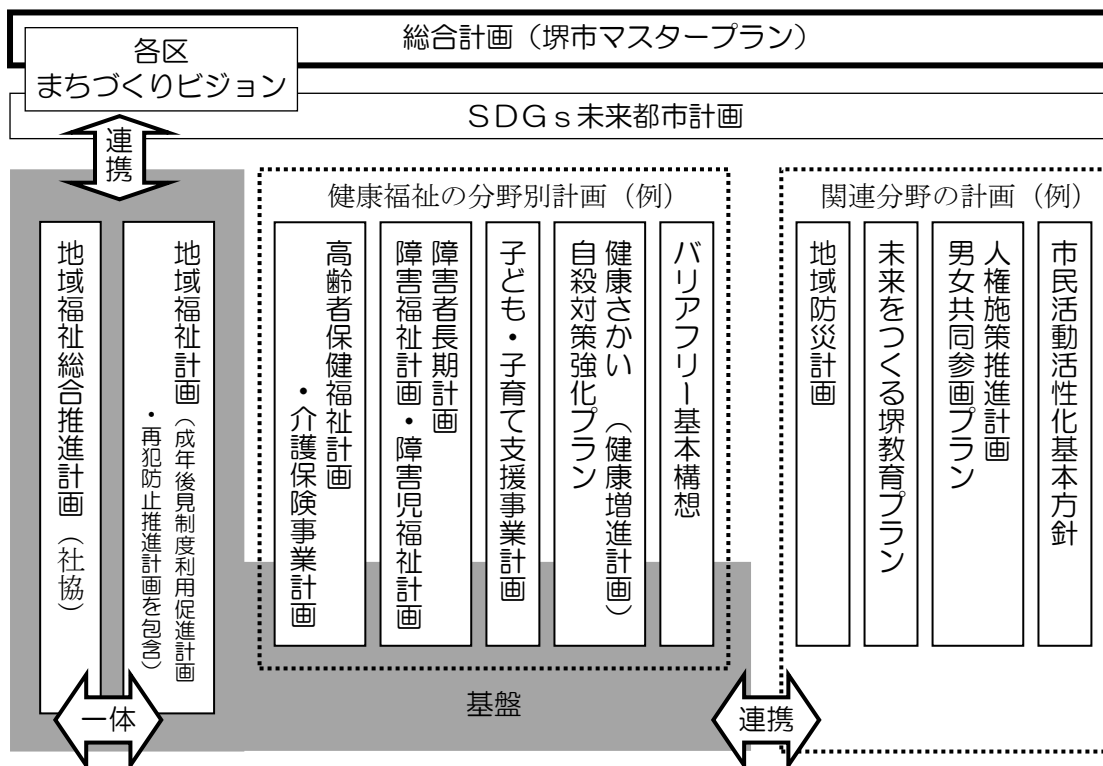
2. 次期計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

次期計画は、現行計画の位置づけ（下記の①～③）に加え、④、⑤の位置づけをもつ計画として検討します。

- ① 「公」と「民」が協働して地域福祉を推進するため「堺市地域福祉計画」と「堺市社協地域福祉総合推進計画」を一体的に策定。
- ② 地域福祉計画は、社会福祉法（第107条）に基づく市町村地域福祉計画。
- ③ 地域福祉総合推進計画は、社協が重点的に取り組む事項を定めた計画。
- ④ 成年後見制度利用促進法（第23条の1）に基づく成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進法（第4条）に基づく再犯防止推進計画を包含する計画として一体的に策定。
- ⑤ 堺市のまちづくりの新たな指針である「堺市SDGs未来都市計画」等とも連携。

《計画の位置づけと他の計画との関係》



なお、②について、平成29年の社会福祉法改正で地域福祉計画において定める事項として下記の2点が追加されたことをふまえ、必要な事項を定めることとします。

《社会福祉法改正で追加された「地域福祉計画に盛り込む事項」》

- ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・包括的な支援体制の整備（※）に関する事項
 - （※）・身近な地域で住民が主体的に地域生活課題に気づき解決を試みる環境の整備
 - ・身近な地域で相談を包括的に受け止める体制の整備
 - ・市町村における包括的な相談支援体制の構築

(2) 計画の期間

現行計画と同様に健康福祉の分野別計画との連動性を考慮し、令和2（2020）年度～令和7（2025）年度までの6年間の計画とし、進捗状況の評価や社会状況の変化などをふまえて中間見直しを行うこととします。

(3) 計画の策定方法

堺市の地域福祉に関わる機関・団体の代表者等による「堺市地域福祉計画推進懇話会」において意見交換を行い、検討をすすめることとします。

懇話会では、市民・団体・機関を対象として平成30年度に実施した調査や、関係機関・団体への意見聴取等の結果をふまえて協議を行うとともに、計画の中間まとめ案に対するパブリックコメント実施し、市民の意見を広く反映します。

また、「堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」、「堺市地域福祉推進庁内委員会」、「堺市社協地域福祉総合推進計画推進協議会」でも検討を行い、多様な立場からの意見を反映するとともに、計画の推進における連携・協働に向けた協議を行います。